

# 宮古島市 保育士就労渡航費等補助金交付事業

宮古島市では、宮古島市外在住の保育士資格を有する方を確保するため、宮古島市へ転居しやすい環境づくりと保育士不足の解消を図ることを目的に、市外在住保育士に対し、宮古島市内の認可保育施設への就労にかかる渡航費や転居費等の費用について補助金を交付します。

## \*対象者

以下の①～③の要件を満たす方が対象となります。

- ① 宮古島市外に在住し保育士資格を有する者
- ② 宮古島市に転居し認可保育施設に就労する者（**転居以前に内定等を受けていること。**）
- ③ 採用された日から起算して2年以上勤務する意思がある者（2年以内に離職すると補助金を返還していただく場合があります。）

## \*補助金交付額

- ・沖縄県内からの場合 250,000 円以内
- ・沖縄県外からの場合 300,000 円以内

※予算の範囲内で交付いたしますので、お申し込みいただいても交付できない場合がありますのであらかじめご了承ください。



## \*交付決定の流れ

市が交付申請を受けて、提出書類等を確認したあとで、申請者あてに補助金交付決定通知書を送付します。その際、補助金交付請求書も同封いたします。  
補助金の交付決定を受けた方は、補助金交付請求書を記載し、市へ提出してください。提出後1ヶ月ほどで申請者の預金口座へお振込みいたします。

詳細は  
市のHPを  
確認してね！



問い合わせ先： 〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地

宮古島市役所 福祉部 子ども未来課

TEL：0980-79-7825